

中新川広域行政事務組合  
情報セキュリティポリシー  
(令和8年4月1日)

中新川広域行政事務組合

## 序文

中新川広域行政事務組合管理者、中新川広域行政事務組合議会及び中新川広域行政事務組合監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項に規定する「サイバーセキュリティを確保するための方針」として、情報セキュリティ基本方針を共同で定める。

## 情報セキュリティの考え方

中新川広域行政事務組合（以下「本組合」という）は、法令等に基づき、住民の個人情報や企業の経営情報等の重要情報を多数保有するとともに、ほかに代替することができない行政サービスを提供している。また、業務の多くが情報システムやネットワークに依存していることから、住民生活や地域の社会経済活動を保護するため、地方公共団体は、情報セキュリティ対策を講じて、その保有する情報を守り、業務を継続することが必要となっている。

今後、各種手続のオンライン利用の本格化並びに情報システムの高度化等、電子自治体が進展することにより、情報システムの停止等が発生した場合、広範囲の業務が継続できなくなり、住民生活や地域の経済社会活動に重大な支障が生じる可能性も高まる。また、地方公共団体は、LGWAN等のネットワークにより相互に接続しており、一部の団体で発生したIT障害がネットワークを介して他の団体に連鎖的に拡大する可能性は否定できない。

これらの事情から、情報セキュリティ対策の実効性を高めるとともに対策レベルを一層強化していくことが必要となっている。また、情報セキュリティの確保に絶対安全ということはないことから、情報セキュリティに関する障害・事故及びシステム上の欠陥（以下「情報セキュリティインシデント」という。）の未然防止のみならず、情報セキュリティインシデントが発生した場合の拡大防止・迅速な復旧や再発防止の対策を講じていくことが必要である。

こうした情報セキュリティ対策を徹底するため、対策を組織的に統一して推進することが必要であるため、「中新川広域行政事務組合情報セキュリティポリシー」を定め、これを推進する。

文 書 名		内 容
情報セキュリティポリシー	情報セキュリティ基本方針	情報セキュリティ対策に関する統一かつ基本的な方針
	情報セキュリティ対策基準	情報セキュリティ基本方針を実行に移すための、全ての情報資産に共通の情報セキュリティ対策の基準
情報セキュリティ実施手順		全庁的に共通する情報資産の取扱いを定める実施手順と管理する情報システム毎の取扱いを定める実施手順

## 情報セキュリティ基本方針

### 1 目的

本組合が取り扱う情報資産には、住民の個人情報を始めとし行政運営上重要な情報など、部外に漏洩等した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれており、これらの情報資産を人的脅威や災害、事故等から防御することは、住民の財産、プライバシー等を守るためにも、継続的かつ安全・安定的な行政サービスの実施を確保するためにも必要不可欠である。また、マイナンバーを含む特定個人情報の保護は、漏えいした際には、住民の被害に止まらず、全ての自治体、社会システムそのものの信頼に関わることから非常に重要な課題である。

そのため、本組合の情報資産の機密性、完全性及び可用性(注)を維持するための対策を整備するため、中新川広域行政事務組合行政情報セキュリティポリシーを定めることとし、情報セキュリティの確保に最大限取り組むこととする。

このうち情報セキュリティ基本方針においては、本組合の情報セキュリティ対策の基本的な方針として、情報セキュリティポリシーの対象、位置付け等を定めるものとする。

(注)：国際標準化機構(ISO)が定めるもの(ISO7498-2：1989)

機密性(confidentiality)：情報にアクセスすることが認可された者だけがアクセスできる状態を確保すること。

完全性(integrity)：情報及び処理の方法の正確さ及び完全である状態を完全防護すること。

可用性(availability)：許可された利用者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすること。

### 2 定義

#### (1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信回線及びその構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

#### (2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

#### (3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

#### (4) マイナンバー利用事務系

個人番号利用事務(社会保障、地方税若しくは防災に関する事務)又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

#### (5) LGWAN 接続系

LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。  
(マイナンバー利用事務系を除く。)

#### (6) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接

続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

#### (7) 通信経路の分割

LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

#### (8) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

### 3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティを実施する。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(3) 地震、落雷並びに火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要因不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

### 4 適用範囲

#### (1) 組織の範囲

本基本方針を適用する組織の範囲は、管理者、監査委員及び議会とする。

#### (2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

#### (3) 職員等の範囲

本基本方針が適用される職員及び職員に準ずる者（以下「職員等」という。）は、次のとおりとする。

(1)に示す組織に所属し、(2)に示す情報資産を取り扱う職員、再任用職員及び会計年度任用職員等

に準じ、(2)に示す情報資産を取り扱う議員、監査委員その他特別職等

本組合の情報資産の取扱いを委託された者（以下「委託事業者」という。）

### 5 職員等の遵守義務

職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

## 6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から本組合の情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

### (1) 組織体制

本組合の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

### (2) 情報資産の分類と管理

本組合の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

### (3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の3段階の対策を講じる。

マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

LGWAN 接続系においては、LGWAN と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。

インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県及び市町村のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

### (4) 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

### (5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

### (6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

### (7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

### (8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを

確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

#### (9) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

#### 7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

#### 8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

#### 9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本組合の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

#### 10 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本組合の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。